

□第二期島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次（令和6年度）進捗状況一覧

1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

施 策	子ども・子育て支援事業計画の内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	所管課
		実施状況	課題・今後の方向性	課題・今後の方向性	
重点施策1 教育・保育環境の整備	[1] 保育基盤の拡充	平成30年度に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づいて、待機児童の解消及び住宅開発に伴う就学前児童の増加に対応した保育基盤の整備を推進します。	令和4年度については、年間を通して待機児童が発生しなかった。 令和5年度については、年間を通して待機児童が発生しなかった。 今後も大規模な宅地開発に伴う人口流入による保育ニーズ増加への対応すべく、令和7年度中の新規の規模保育施設の開園へ向け、運営事業者の公募を実施し、社会福祉法人南山城学園を選定した。	今後も大規模な宅地開発に伴う人口流入による保育ニーズ増加への対応すべく、令和7年度中の新規の規模保育施設の開園へ向け、運営事業者の公募を実施し、社会福祉法人南山城学園を選定した。	引き続き高まる保育ニーズに対応すべく、令和8年度に向けて、第一幼稚園の機能拡充、山崎幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行など、更なる保育環境の充実を図る。
	[2] 幼稚園教諭・保育士等の確保	府、関係機関、養成校等と連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組みます。	広報誌、ハローワーク及びHP等により職員の募集を行った。	継続実施	広報誌、ハローワーク及びHP等により職員の募集を行った。
	[3] 小・中学校施設・設備の整備	小・中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を始めた点検・修繕等を進めます。また、必要に応じて施設の新・増築等を進めます。	施設・設備の各種点検を実施するとともに、施設の修繕等を適切に行なった。町立第一中学校特別教室棟外壁改修工事及び高架水槽改修工事（一小、二中）、令和6年度の各種工事に向けた設計を実施した。	施設・設備の各種点検を実施するとともに、施設の修繕等を適切に行なった。「町立第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事」、「町立第二小学校屋内運動場長寿命化改修工事」、「町立小中学校ＬＥＤ化工事」、「町立小中学校消防設備改修工事」及び「町立第四小学校給食職員休憩室改修工事」等の改修工事を実施した。	施設・設備の各種点検を実施するとともに、施設の修繕等を適切に行なった。「町立第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事」に基づき、計画的かつ効率的な予防保全型の維持管理を図る。
	[4] 信頼される幼稚園運営【継続実施項目】	「幼稚園の保育に関するアンケート調査」を実施することで、より良い保育活動、信頼される幼稚園に向けた運営改善を行います。	第一幼稚園在籍児童の保護者へアンケートを実施した。	継続実施	第一幼稚園在籍児童の保護者へアンケートを実施した。
	[5] 保・幼・小・中・青教育の推進【継続実施項目】	就学前から義務教育の全期間を通じた円滑な接続を目指し、きめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を推進し、指導の一貫性及び系統性を図ります。	就学前から義務教育の全期間を通じた円滑な接続を目指し、きめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を推進し、指導の一貫性及び系統性を図った。また、令和3年度から継続して「みづまろキッズプラン策定委員会」を開催し、幼児期の学びから教科学習を通じた学びと円滑な接続を図るために「アプローチカリキュラム」と小学校低学年期の「スタートカリキュラム」を策定した。	各保育所、幼稚園、小学校において「みづまろキッズカリキュラム」の確実な実施を進めるとともに、小学校3年生から中学校におけるみづまろキッズプランに係る取組の推進を図っていく。子ども1人1人の変容を経年的に見守りながら、めざす子ども像である「自ら考え行動できる子ども」、「違いを理解し、自己を尊重する子ども」の実現を目指していく。	各保育所、幼稚園、小学校において「みづまろキッズカリキュラム」の確実な実施を更に進め、連携を強化する取組を行う。また、小学校3年生から中学校3年生におけるみづまろキッズプランに基づく教育活動として、各保育所、幼稚園、小学校において、「みづまろキッズプラン策定委員会」を開催し、保育所・幼稚園・小学校において、「みづまろキッズカリキュラム」に基づく保育・教育活動を実施した。
	[6] 多様な主体の参入・促進【継続実施項目】	小規模保育事業、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。特定教育・保育施設等については、適切な運営や保育体制となるよう、府とも緊密に連携して町の支援・指導体制を強化します。また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、町内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。	民間保育所に対し、国や府からの通知等を周知するなど情報共有に努めました。公立保育所にて専門的な知識を有する講師を招き研修を実施し、民間保育所に勤務する職員の参加を促しました。	民間保育所に対し、国や府からの通知等を周知するなど情報共有に努めました。	民間保育所に対し、国や府からの通知等を周知するなど情報共有に努めました。
重点施策2 就学前の教育・保育内容の充実	[1] 認定こども園、幼稚園及び保育所を対象とした研修の充実	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	保育指針研修、保育所巡回指導研修、通常保育保育士研修、支援保育研修、異年齢研修、基礎研修及びフォローアップ研修を実施した。	継続実施	保育指針研修、保育所巡回指導研修、支援保育研修、異年齢研修、遊び研修等を実施した。
	[2] 保育実践交流研修の実施	認定こども園、幼稚園及び保育所での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一一体化に向けての課題と方策について考える場とし、互いの良さを活かした教育・保育内容の充実を図ります。	乳幼児期に学識が深い作業療法士を講師に、保育現場における児童の行動などから課題を分析し、適切な指導方法について理解を深めた。	継続実施	乳幼児期に学識が深い作業療法士を講師に、保育現場における児童の行動などから課題を分析し、適切な指導方法について理解を深めた。
	[3] 幼児教育アドバイザーの配置に向けた取組	認定こども園、幼稚園及び保育所を通じて幼児教育の更なる質の向上を図るために、各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の配置に向けて検討を行なった。また、小学校教育との連携は、事業目的のため、本町に適した対応が取れるよう関係機関と連携して推進します。	幼児教育の質の向上を図るために、園内研修を企画立案し、経験年数のない員の向上を図るために、各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の配置に向けて検討を行なった。また、小学校教育との連携は、事業目的のため、本町に適した対応が取れるよう関係機関と連携して推進します。	認定こども園にも幼児教育アドバイザーが配置となったため、公立の園所で研修もからめて園内研修を行なった。研修内容では、小学校教育との連携を図るみづまろキッズプランの育みたい3つの力の視点から保育・教育を考える機会となった。	認定こども園にも幼児教育アドバイザーが配置されたため、公立の園所で研修もからめて園内研修を実施した。認定こども園の園内研修に取り組んだ。また、小学校教育との連携は、事業目的のため、本町に適した対応が取れるよう関係機関と連携して推進します。
	[4] 職場体験・異年齢交流の推進	認定こども園、幼稚園及び保育所において、中学校や高校の職場体験の受け入れ及び小学校との異年齢交流の推進を行なっています。	職場体験に代わる取組の実施を推進したため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校を中心に、従前からの体験入学や職場体験の受け入れは行っていない。小学校との異年齢交流についても、継続して交流の推進を図った。	認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校を中心に、従前からの体験入学や職場体験の受け入れは行っていない。小学校との異年齢交流についても、継続して交流の推進を図った。	中学校では職場体験に代わる取組の実施を推進しているため、認定こども園、幼稚園及び保育所及び小学校を中心に、従来の体験入学や職場体験の受け入れは実施していないが、防災や環境教育の観点から交流行事を行っている学校もある。また、小学校との異年齢交流については、継続して交流の推進を図った。
	[5] 認定こども園、幼稚園及び保育所の園庭開放	未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園及び保育所の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。	感染症拡大防止に配慮しながら、各園所において親子で自由に遊べる場所の提供を実施した。 【園庭開放延べ利用者数】 第一幼稚園：子ども101人、保護者98人 第二保育所：子ども197人、保護者193人 第三保育所：子ども226人、保護者191人 第四保育所：子ども60人、保護者80人 第五保育所：子ども114人、保護者96人 山崎保育園：子ども89人、保護者65人 しまとこ里山認定こども園：子ども1231人、保護者1081人 認定こども園ゆいの静：子ども210人、保護者105人 【休日園庭開放延べ利用者数】 山崎保育園：子ども94人、保護者81人	感染症拡大防止に配慮しながら、各園所において親子で自由に遊べる場所の提供を実施した。 【園庭開放延べ利用者数】 第一幼稚園：子ども13人、保護者122人 第二保育所：子ども226人、保護者191人 第三保育所：子ども114人、保護者93人 第四保育所：子ども16人、保護者97人 第五保育所：子ども67人、保護者78人 しまとこ里山認定こども園：子ども1142人、保護者918人 認定こども園ゆいの静：子ども154人、保護者150人 【休日園庭開放延べ利用者数】 山崎保育園：子ども77人、保護者66人	感染症拡大防止に配慮しながら、各園所において親子で自由に遊べる場所の提供を実施した。 【園庭開放延べ利用者数】 第一幼稚園：子ども13人、保護者103人 第二保育所：子ども224人、保護者191人 第三保育所：子ども114人、保護者93人 第四保育所：子ども16人、保護者97人 第五保育所：子ども67人、保護者78人 しまとこ里山認定こども園：子ども1142人、保護者918人 認定こども園ゆいの静：子ども154人、保護者150人 【休日園庭開放延べ利用者数】 山崎保育園：子ども77人、保護者66人
	[6] 幼児教育推進体制の充実【継続実施項目】	幼稚園及び保育所において、外国人講師による外国語活動及び英語学習の指導を実施するとともに、自然環境の中での遊びや語活動を通じて健やかな体の育成に努め、小学校での体育につながる運動遊び等の充実を図った。	町立幼稚園において、ネイティブの講師による週1回程度の英語体験活動を実施した。 幼稚園及び保育所において、外国人講師による外国語活動及び英語学習の指導を実施するとともに、自然環境の中での遊びや語活動を通じて健やかな体の育成に努め、小学校での体育につながる運動遊び等の充実を図った。	町立幼稚園において、ネイティブの講師による年10回の英語体験活動を実施した。 幼稚園及び保育所において、外国人講師による外国語活動及び英語学習の指導を実施するとともに、自然環境の中での遊びや語活動を通じて健やかな体の育成に努め、小学校での体育につながる運動遊び等の充実を図った。	幼稚園及び保育所において、外国人講師による外国語活動及び英語学習の指導を実施するとともに、自然環境の中での遊びや語活動を通じて健やかな体の育成に努め、小学校での体育につながる運動遊び等の充実を図った。
重点施策3 放課後の居場所の充実	(1) 子どもの居場所づくり【継続実施項目】	公園・学校施設・公共施設などの既存資源を有効活用し、放課後や休日に過ごす場の充実に努めるとともに、地域のニーズを踏まえ、公園の施設・機能の充実を図ります。また、子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設や運営を支援します。	子ども食堂の開設や運営に対し、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金を交付し、支援した。 【令和4年度実績】 開設補助 0件 運営補助 5件	子ども食堂の開設や運営に対し、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金を交付し、支援した。 【令和5年度実績】 開設補助 2件 運営補助 5件	島本町内における子ども食堂のさらなる周知を目指す。 子ども食堂の開設や運営に対し、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金を交付し、支援した。 【令和6年度実績】 開設補助 0件 運営補助 5件
	(2) 学童保育室の充実【継続実施項目】	保護者が就労等により屋間家庭にいる小学生に対して、放課後の適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	各学童保育室において、児童の健全な育成のための環境の整備を図り、就放課後の適切な遊び・生活の場を提供した。	各学童保育室において、児童の健全な育成のための環境の整備を図り、就放課後の適切な遊び・生活の場を提供した。	各学童保育室において、児童の健全な育成のための環境の整備を図り、就放課後の適切な遊び・生活の場を提供した。

2 全ての子どもが穏やかに育つための切れ目のない支援

重点施策1 妊娠・出産	(1) 子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関に相談の窓口である「子育て世代包括支援センター」内に妊娠・出産・子育て相談専用電話を設置し、助産師・保健師・管理栄養士・保育士等の専門職で相談対応した。 産後ケア事業：実5人、延16人 産婦健康診査：実100人、延173人（令和4年10月～令和5年3月）	妊娠・出産・子育て相談専用電話：実85人、延116人。 妊娠期から出産、就学前までの子育て期の切れ目のない相談の窓口である「子育て世代包括支援センター」内に妊娠・出産・子育て相談専用電話を設置し、助産師・保健師・管理栄養士・保育士等の専門職で相談対応した。 産後ケア事業：実10人、延34人 産婦健康診査：実214人、延393人	こども家庭センター（仮称）「こどもすこやかセンター」の母子保健機能として、児童福祉機能と連携しながら、妊娠・出産・子育て（就学前）に関する相談を継続して対応予定。 産後ケア事業：実72人、延86人。 子育て世代包括支援センター内に設置していた妊娠・出産・子育て相談専用電話は、「こどもすこやかセンター」の設置に伴い令和6年12月27日で終了した。 すべての妊娠・こども・その家族への切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、令和7年1月に「こどもすこやかセンター」を設置した。 産後ケア事業：実30人、延107人 産婦健康診査：実233人、延323人	産後ケア事業を拡充し、令和7年10月から宿泊型を開始する予定。 すこやか推進課
	(2) 学童保育室の充実【継続実施項目】	各学童保育室において、児童の健全な育成のための環境の整備を図り、就放課後の適切な遊び・生活の場を提供した。	各学童保育室において、児童の健全な育成のための環境の整備を図り、就放課後の適切な遊び・生活の場を提供した。	各学童保育室において、児童の健全な育成のための環境の整備を図り、就放課後の適切な遊び・生活の場を提供した。	各学童保育室において、児童の健全な育成のための環境の整備を図り、就放課後の適切な遊び・生活の場を提供した。

施 策	子ども・子育て支援事業計画の内容	令和4年度 実施状況	令和5年度 実施状況	課題・今後の方向性	令和6年度 実施状況	課題・今後の方向性	所管課
産期からの切れ目のない支援	(2) 関係機関との連携強化 【継続実施項目】	妊娠期から子育て期にわたり、関係機関による切れ目がない支援を行うため、医療機関等の関係機関との連携を強化します。	要保護児童対策地域協議会において、支援をする児童及びその家庭について、吹田子ども家庭センターをはじめ、関係機関と適宜個別ケース検討会議を実施し、情報共有及び連携に努めた。	継続実施	要保護児童対策地域協議会において、支援をする児童及びその家庭について、吹田子ども家庭センターをはじめ、関係機関と適宜個別ケース検討会議を実施し、情報共有及び連携に努めた。	継続実施	保育幼稚園課－こども家庭課（R7.1から）
	(3) 母子健康手帳の交付 【継続実施項目】	加藤産婦人科クリニックとの連絡会：6回 町内にある加藤産婦人科クリニックと定期的（2か月毎）に連絡会を開催した。	加藤産婦人科クリニックとの連絡会：6回 町内にある加藤産婦人科クリニックと定期的（2か月毎）に連絡会を開催した。	継続実施	加藤産婦人科クリニックとの連絡会：6回 町内にある加藤産婦人科クリニックと定期的（2か月毎）に連絡会を開催した。	継続実施	すこやか推進課
	(4) 妊婦健診の交付 【継続実施項目】	母子健康手帳配布数：205件 妊娠届出時に保健師等が母子健康手帳の交付を行い、妊娠期の相談や母子マラソン）や産前・産後ヘルパー派遣事業をはじめとする母子保健事業の案内など必要な情報提供を行っている。	母子健康手帳配布数：229件 妊娠届出時に保健師等が母子健康手帳の交付を行い、妊娠期の相談や母子保健事業の案内など必要な情報提供を行っている。 母子健康手帳交付文書に予約フォームを導入した。	継続実施	母子健康手帳配布数：230件 妊娠届出時に保健師等が母子健康手帳の交付を行い、妊娠期の相談や母子保健事業の案内など必要な情報提供を行っている。	継続実施	すこやか推進課
	(5) 産前・産後ヘルパー派遣事業の実施 【継続実施項目】	安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊娠の健康管理に努めることも、妊娠健診の費用を助成し、経済的負担を軽減します。	妊娠健診受診実員：362人・延べ受診数2,668人（多胎妊娠が使用した15回、16回の各1件ずつ計2回分が含まれている。） 妊娠健診の公費負担助成については、妊娠期を通じて14回（一人あたり助成上限額14回・120,000円）実施している。令和4年度から、多胎妊娠に対して、14回に追加で5回分（5,000円×5回）を加えた総額145,000円を助成している。 妊娠健診公費負担の助成を実施し、妊娠及び出産に係る経済的負担の軽減を図った。 大阪府内の委託医療機関・助産院、京都府内の委託医療機関で妊娠健診受診料利用可能。また、大阪府・京都府外の医療機関、大阪府外の助産院で受診した場合も償還払いを実施し、健診を受診しやすい体制整備に努めている。 令和4年10月から市町村民税非課税世帯の方を対象に、経済的な理由で妊娠の診療を受けるための受診を控えることがないよう、低所得妊娠初回産科受診料支援事業（1回・10,000円）を開始した。	妊娠健診受診実員：378人・延べ受診数2,906人 妊娠健診の公費負担助成については、妊娠期を通じて14回（一人あたり助成上限額14回・120,000円）実施している。多胎妊娠に対して、14回に追加で5回分（5,000円×5回）を加えた総額145,000円を助成している。 妊娠健診公費負担の助成を実施し、妊娠及び出産に係る経済的負担の軽減を図った。 大阪府内の委託医療機関・助産院、京都府内の委託医療機関で妊娠健診受診料利用可能。また、大阪府・京都府外の医療機関、大阪府外の助産院で受診した場合も償還払いを実施し、健診を受診しやすい体制整備に努めている。 市町村民税非課税世帯の方を対象に、低所得妊娠初回産科受診料支援事業（1回・10,000円）を実施している。	妊娠健診受診実員：378人・延べ受診数2,906人 妊娠健診の公費負担助成については、妊娠期を通じて14回（一人あたり助成上限額14回・120,000円）実施している。多胎妊娠に対して、14回に追加で5回分（5,000円×5回）を加えた総額145,000円を助成している。 妊娠健診公費負担の助成を実施し、妊娠及び出産に係る経済的負担の軽減を図った。 大阪府内の委託医療機関・助産院、京都府内の委託医療機関で妊娠健診受診料利用可能。また、大阪府・京都府外の医療機関、大阪府外の助産院で受診した場合も償還払いを実施し、健診を受診しやすい体制整備に努めている。 市町村民税非課税世帯の方を対象に、低所得妊娠初回産科受診料支援事業（1回・10,000円）を実施している。	継続実施	すこやか推進課
	(6) 両親教室（ハマスマクラ）の充実 【継続実施項目】	出産前後の体調不良等で家事や育児を行うことが難しく、親族からの支援が受けられない方に対してホームヘルパー派遣します。	産前・産後ヘルパー派遣事業： 実利用人数：40人、延べ利用人数200人	産前・産後ヘルパー派遣事業： 実利用人数：37人、延べ利用人数220人	産前・産後ヘルパー派遣事業： 実利用者人数：49人、延べ利用人数：281人	継続実施	すこやか推進課
重点施策2 子どもと家族の健康な生活の支援	(1) 望まない受動喫煙の防止 【継続実施】	改正健康増進法や大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙防止に向けた周知・啓発等に取り組みます。	マタニティマークリキーホルダーの配布数：205件 母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、妊婦やその家族の喫煙及び受動喫煙の害についてチラシ等を配布し、啓発活動を実施している。 4か月児・1歳5ヶ月児・3歳6ヶ月児健診においても受動喫煙防止に関するチラシの配布を実施している。	マタニティマークリキーホルダーの配布数：229件 母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、妊婦やその家族の喫煙及び受動喫煙の害についてチラシ等を配布し、啓発活動を実施している。 4か月児・1歳5ヶ月児・3歳6ヶ月児健診においても受動喫煙防止に関するチラシの配布を実施している。	マタニティマークリキーホルダーの配布数：230件 母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、妊婦やその家族の喫煙及び受動喫煙の害についてチラシ等を配布し、啓発活動を実施している。 4か月児・1歳5ヶ月児・3歳6ヶ月児健診においても受動喫煙防止に関するチラシの配布を実施している。	継続実施	すこやか推進課
	(2) こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進 【継続実施項目】	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に看護師・保健師・助産師が訪問し、育児への助言や子育て支援に関する情報提供を行って、不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要な方へは早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。	こんにちには赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問） ：実訪問人数242人、実施率100%（新型コロナウイルス感染症対策として電話・面接で実施した分も含む）	こんにちには赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問） ：実訪問人数207人、実施率99.5%	こんにちには赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問） ：実訪問人数234人、実施率99.6%	継続実施	すこやか推進課
	(3) 乳幼児健診事業の実施 【継続実施項目】	乳幼児の健康の保持・増進を図るため、乳児一般、4か月児、1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児健診を実施します。また、保健所や幼稚園に通う未受診児については、関係機関との連携を図ることで、乳幼児及び家族の状況を把握し、適宜電話・訪問等で受動勧奨を行います。 経過観察が必要とされた乳幼児に対しては、小児科医による経過観察や発達検査。保健師による連絡等で受動勧奨を実施し、乳児及び家族の状況把握により継続的な育児相談を実施し、適切な支援に努めます。	受診率：乳児一般健診：89.0% 乳児後期健診：91.5% 4か月児健診：99.6% 1歳6ヶ月児健診：98.9% 3歳6ヶ月児健診：99.0%	受診率：乳児一般健診：96.1% 乳児後期健診：123.0% 4か月児健診：96.9% 1歳6ヶ月児健診：99.6% 3歳6ヶ月児健診：98.7%	受診率：乳児一般健診：94.8% 乳児後期健診：88.2% 4か月児健診：98.8%、1歳6ヶ月児健診：99.6%、3歳6ヶ月児健診：99.4%	受診率：乳児一般健診：94.8% 乳児後期健診：88.2% 4か月児健診：98.8%、1歳6ヶ月児健診：99.6%、3歳6ヶ月児健診：99.4%	継続実施
重点施策3 健康な心身を育てる食育の推進	(4) 予防接種事業の推進 【継続実施項目】	感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種の接種率向上を図るとともに、風疹・インフルエンザ等の予防接種事業等を実施し、風疹の感染拡大の防除に努めます。	各種予防接種接種人数 ロタウイルス（1回）：120人、ロタウイルス（5回）：552人、ヒブ：92人、小児用肺炎球菌：920人、BCG：212人、DPT-IPV：925人、DT-2期：304人、MR-2期：216人、MR第3期：291人、日本脳炎第1期：894人、日本脳炎第2期：433人、子宮頸がん予防（小6～高6）：164人、子宮頸がん予防（キャッチャップ）：349人、1歳児・水痘：446人、B型肝炎：641人、風しん第5期抗体検査：136人、風しん第5期予防接種：35人、抗体検査：101人、風しん第5期抗体接種：1人、子宮頸がん予防ワクチンは、平成23年6月14日から積極的勧奨の差し控えを実施していたが、令和3年11月26日から再開された。積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応として、キャッチャップ接種を令和4年度から令和6年度に実施する。	各種予防接種接種人数 ロタウイルス（1回）：109人、ロタウイルス（5回）：498人、ヒブ：278人、小児用肺炎球菌：935人、BCG：242人、DPT-IPV：339人、DT-IPV-Hib：655人、MR第1期：251人、MR第2期：300人、日本脳炎第1期：894人、日本脳炎第2期：349人、子宮頸がん予防（小6～高6）：207人、子宮頸がん予防（キャッチャップ）：805人、水痘：484人、B型肝炎：688人、風しん第5期抗体接種：207人、風しん第5期予防接種：54人、子宮頸がん予防ワクチンは、平成23年6月14日から積極的勧奨の差し控えを実施していたが、令和3年11月26日から再開された。積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応として、キャッチャップ接種を令和4年度から令和6年度に実施した。	各種予防接種接種人数 ロタウイルス（1回）：109人、ロタウイルス（5回）：498人、ヒブ：278人、小児用肺炎球菌：935人、BCG：242人、DPT-IPV：339人、DT-IPV-Hib：655人、MR第1期：251人、MR第2期：300人、日本脳炎第1期：894人、日本脳炎第2期：349人、子宮頸がん予防（小6～高6）：207人、子宮頸がん予防（キャッチャップ）：805人、水痘：484人、B型肝炎：688人、風しん第5期抗体接種：207人、風しん第5期予防接種：54人、子宮頸がん予防ワクチンは、平成23年6月14日から積極的勧奨の差し控えを実施していたが、令和3年11月26日から再開された。積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応として、キャッチャップ接種を令和4年度から令和6年度に実施した。	継続実施	すこやか推進課
	(5) 子どもの事故防止のため、母子健康手帳や予防接種手帳の交付時、乳幼児健診等の様々な機会を通して啓発用パンフレットを配布するなど、事故防止対策の推進を図った。	乳幼児の事故防止のための啓発用パンフレットを配布するなど、事故防止対策の推進を図った。 ハマスマクラスで健康教育を実施するとともに、妊娠8か月アンケートに事故予防啓発資料を同封した。また、予防接種手帳交付、4か月児健診の際に乳幼児の事故防止のための啓発用パンフレットを配布し、こんちは赤ちゃん訪問では家庭の状況を踏まえ助言をすると、事故防止の啓発を行っている。	乳幼児の事故防止のための啓発用パンフレットを配布するなど、事故防止対策の推進を図った。 ハマスマクラスで健康教育を実施するとともに、妊娠8か月アンケートに事故予防啓発資料を同封した。また、予防接種手帳交付、4か月児健診の際に乳幼児の事故防止のための啓発用パンフレットを配布し、こんちは赤ちゃん訪問では家庭の状況を踏まえ助言をすると、事故防止の啓発を行っている。	乳幼児の事故防止のための啓発用パンフレットを配布するなど、事故防止対策の推進を図った。	乳幼児の事故防止のための啓発用パンフレットを配布するなど、事故防止対策の推進を図った。	継続実施	すこやか推進課
	(6) 歯科保健事業の推進	妊娠婦や1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児を対象とした歯科健診や歯科検査や妊娠婦及び乳幼児を対象とした歯科相談等を実施し、歯・口腔の健康づくりを推進します。	歯科健診受診者数：妊娠婦歯科健診48人、1歳6ヶ月児歯科健診242人、3歳6ヶ月児歯科健診291人。 「乳幼児の歯とお口について」のDVDを令和3年度に作成し、令和4年度から放映実施。	歯科健診受診者数：妊娠婦歯科健診48人、1歳6ヶ月児歯科健診242人、3歳6ヶ月児歯科健診291人。 「乳幼児の歯とお口について」のDVDを乳幼児健診で放映した。	歯科健診受診者数：妊娠婦歯科健診77人、1歳6ヶ月児歯科健診250人、3歳6ヶ月児歯科健診309人。「乳幼児の歯とお口について」のDVDを乳幼児健診で放映した。	継続実施	すこやか推進課
	(7) かかりつけ医・歯科医の推進 【継続実施項目】	かかりつけ医・歯科医の必要性などを啓発することで、かかりつけ医・歯科医の推進を図った。	高槻市医師会・高槻市歯科医師会等が作成している医療機関マップ、島本町・高槻市歯科医師会で作成したチラシを活用して、かかりつけ医・歯科医の推進を図った。	高槻市医師会・高槻市歯科医師会等が作成している医療機関マップ、島本町・高槻市歯科医師会で作成したチラシを活用して、かかりつけ医・歯科医の推進を図った。	高槻市医師会・高槻市歯科医師会等が作成している医療機関マップ、島本町・高槻市歯科医師会で作成したチラシを活用して、かかりつけ医・歯科医の推進を図った。	継続実施	すこやか推進課
	(8) 小児救急医療体制の充実 【継続実施項目】	高槻島本夜間休日応急診療所の周知を行うとともに、引き続き関係医療機関等と連携して広域で運営する等、小児救急医療体制の確保に努めた。	こんちは赤ちゃん訪問事業等で高槻島本夜間休日応急診療所の周知を行うとともに、大阪府及び関係機関と連携調整を図り、小児救急医療体制の確保に努めた。	こんちは赤ちゃん訪問事業等で高槻島本夜間休日応急診療所の周知を行うとともに、大阪府及び関係機関と連携調整を図り、小児救急医療体制の確保に努めた。	こんちは赤ちゃん訪問事業等で高槻島本夜間休日応急診療所の周知を行うとともに、大阪府及び関係機関と連携調整を図り、小児救急医療体制の確保に努めた。	継続実施	すこやか推進課
重点施策3 健康な心身を育てる食育の推進	(1) 育児・離乳食相談事業の充実 【継続実施項目】	乳幼児の食事について、栄養面や調理法などの様々な保護者の疑問に答えるよう、管理栄養士や保健師、保育士等が連携して相談事業等が連携及び第四保育所で実施した。 延べ受講者数：26人	離乳食のすすめ方について、月齢に応じた離乳食を実際に試食してもらったり、管理栄養士や保健師が相談を受ける「赤ちゃん教室」を第二保育所及び第四保育所で実施した。	離乳食のすすめ方について、月齢に応じた離乳食を実際に試食してもらったり、管理栄養士や保健師が相談を受ける「赤ちゃん教室」を第二保育所及び第四保育所で実施した。	離乳食のすすめ方について、月齢に応じた離乳食を実際に試食してもらったり、管理栄養士や保健師が相談を受ける「赤ちゃん教室」を第二保育所及び第四保育所で実施した。	継続実施	保育幼稚園課
	(2) 認定こども園・幼稚園及び保育所での食育の推進 【継続実施項目】	集団給食のあり方について、毎月献立会議を開催し、乳幼児の栄養面や嗜好を勘案したメニュー作りを推進します。 また、各園で野菜等の栽培を通して、食べることの大切さを学ぶ機会を促しました。クッキング保育については、収穫した作物が加工品になるまでの観察や、保育室及び調理室で調理・喫食することにより、食への関心を高めた。実施します。	各園で野菜等の栽培・収穫を行い、食べることの大切さを学ぶ機会を促しました。クッキング保育については、収穫した作物が加工品になるまでの観察や、保育室及び調理室で調理・喫食することにより、食への関心を高めた。	各園で野菜等の栽培・収穫を行い、食べることの大切さを学ぶ機会を促しました。クッキング保育については、収穫した作物が加工品になるまでの観察や、保育室及び調理室で調理・喫食することにより、食への関心を高めた。	各園で野菜等の栽培・収穫を行い、食べることの大切さを学ぶ機会を促しました。クッキング保育については、収穫した作物が加工品になるまでの観察や、保育室及び調理室で調理・喫食することにより、食への関心を高めた。	継続実施	保育幼稚園課

施 策	子ども・子育て支援事業計画の内容	令和4年度	令和5年度		令和6年度		所管課	
		実施状況	令和5年度実施状況	課題・今後の方向性	令和6年度実施状況	課題・今後の方向性		
[3] 小・中学校における食育の推進【継続実施項目】	各小・中学校において、学校保健計画・食に関する指導の全体計画に基づいて、カリキュラム・マネジメントの考え方に基づき、教科横断的な視点での食育・健康教育を推進します。	各小・中学校において、学校保健計画・食に関する指導の全体計画に基づいて、カリキュラム・マネジメントの考え方に基づき、教科横断的な視点での食育・健康教育を推進した。	各小・中学校において、学校保健計画・食に関する指導の全体計画に基づいて、教科横断的な視点での健康教育を今後も推進するとともに、食事を通じた食育・健康教育を推進した。	各小・中学校において、学校保健計画・食に関する指導の全体計画に基づいて、教科横断的な視点での健康教育を今後も推進するとともに、食事を通じた食育・健康教育を推進した。	各小・中学校において、学校保健計画・食に関する指導の全体計画に基づいて、教科横断的な視点での健康教育を今後も推進するとともに、望ましい食習慣の形成につながる実践的な食育の取組を進める。	各小・中学校において、学校保健計画・食に関する指導の全体計画に基づいて、教科横断的な視点での健康教育を今後も推進するとともに、望ましい食習慣の形成につながる実践的な食育の取組を進める。	教育推進課	
重点施策4 子どもの健全育成	[1] 喫煙・薬物等への啓発活動の推進【継続実施項目】	喫煙・飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発をしていきます。また、児童・生徒だけではなく、保護者に対しても、喫煙・飲酒、薬物等の適切な防止策を周知します。	島本夏まつりは開催されたが、主催者から啓発用チラシの配布を断られたため、今後は配布しない。また、大阪府より啓発用チラシの配布依頼もなかった。	島本夏まつり実行委員会から島本夏まつりでの啓発用品の配布を認められた。大阪府からの依頼により啓発用チラシを発注し、島本夏まつりで配布した。	啓発用品の配布依頼があれば実施	大阪府から啓発用チラシの提供を受け、島本夏まつりにおいて配布した。	啓発の方法については、今後検討する。	生涯学習課
	[2] 思春期健康新教育の充実【継続実施項目】	教育研究会の部会において思春期における健康教育を取り組んだ。また、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進します。	教育研究会の部会において思春期における健康教育を取り組んだ。また、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進した。	教育研究会の部会において思春期における健康教育を取り組んだ。また、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進する。	今後も継続して、教育研究会の部会において思春期における健康教育を取り組むとともに、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進する。	教育研究会の部会において思春期における健康教育を取り組んだ。また、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進した。	今後も継続して、教育研究会の部会において思春期における健康教育を取り組むとともに、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進する。	教育推進課
	[3] 思春期保健等相談体制の充実【継続実施項目】	各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、思春期の子どもや保護者に対する相談支援を行います。	各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、思春期の子どもや保護者に対する相談支援を行った。	各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、思春期の子どもや保護者に対する相談支援を行った。	各小・中学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教職員と協働しながら、不登校の未然防止・早期発見・早期対応教育センター連絡会を、年間1回開催し、情報を共有するとともに、子どもや保護者の実態に寄り添った相談支援体制を構築し、「継の連携支援」と「横の連携支援」との充実を推進した。	各小・中学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教職員と協働しながら、不登校の未然防止・早期発見・早期対応教育センター連絡会を、年間1回開催し、子どもや保護者の実態に寄り添った相談支援体制を構築するとともに、「継の連携支援」と「横の連携支援」との充実を推進した。	継続して、各小・中学校及び教育センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教職員と協働しながら、不登校の未然防止・早期発見・早期対応教育センター連絡会を通じて、密な情報の共有と連携を行い、子どもや保護者の実態に寄り添った相談支援に努めるとともに、「継の連携支援」と「横の連携支援」のさらなる充実を図る。	教育推進課
	[4) 不登校児童生徒支援の充実【継続実施項目】	各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を行った。また、担当職員が情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を行った。また、担当職員が情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、努めた。不登校児童生徒の「居場所」として適応指導教室（教育支援センター）の充実を推進した。	各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教職員と協働しながら、不登校児童生徒やその保護者との対応に当たっては、各校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、教員の資質向上と児童・生徒の諸課題の解決を図りました。また、ICTを活用した家庭での学習支援について、推進した。	各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教職員と協働しながら、不登校の未然防止・早期発見・早期対応に努めた。また、担当職員との情報共有の場を設け、各校の指導・支援に生かされるよう努めた。不登校児童生徒の「居場所」として自立支援教室（教育支援センター）の充実を推進した。	児童・生徒の様々な問題行動や不登校児童生徒への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを各小・中学校に配置し、児童・生徒の諸課題の解決を図った。また、ICTを活用した家庭での学習支援の在り方についても、検討を行った。	不登校児童生徒や保護者と丁寧に関わることによって、不登校の未然防止・早期発見・早期対応につなげるために、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教職員が協働し、チームで対応していく必要がある。	教育推進課
	[5] 不登校児童生徒への様々な問題行動への対応【継続実施項目】	児童・生徒の様々な問題行動や不登校児童生徒への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、教員の資質向上と児童・生徒の諸課題の解決を図ります。また、ICTを活用した家庭での学習支援について、家庭での展開を更に進めてまいります。	児童・生徒の様々な問題行動や不登校児童生徒への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置し、教員の資質向上と児童・生徒の諸課題の解決を図った。また、ICTを活用した家庭での学習支援について、家庭での展開を更に進めてまいります。	児童・生徒の様々な問題行動や不登校児童生徒への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置し、教員の資質向上と児童・生徒の諸課題の解決を図った。また、ICTを活用した家庭での学習支援について、家庭での展開を更に進めてまいります。	スクールカウンセラーの配置拡充により、教員との連携や研修等を通じた教員の資質向上と児童・生徒の諸課題の解決につなげることが重要である。児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを各小・中学校に配置し、児童・生徒の諸課題の解決を図った。また、ICTを活用した家庭での学習支援についても、継続して推進していく。	児童・生徒の様々な問題行動や不登校児童生徒への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを各小・中学校に配置し、児童・生徒の諸課題の解決を図った。また、ICTを活用した家庭での学習支援についても、継続して推進していく。	スクールカウンセラーの配置拡充により、教員との連携や研修等を通じた教員の資質向上と児童・生徒の諸課題の解決につなげることが重要である。児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを各小・中学校に配置し、児童・生徒の諸課題の解決を図った。また、ICTを活用した家庭での学習支援についても、継続して推進していく。	教育推進課
	[6] 非行防止活動の展開【継続実施項目】	青少年指導員協議会及び青少年問題協議会の開催により、協議と関係機関の連携を推進するとともに、町内において、少年サポートセンターや警察等の専門家による非行防止教室を実施します。	児童・生徒の規範意識の向上や、SNSに起因する犯罪等に巻き込まれないための情報モラル教育を、保護者への啓発と合わせて実施した。また、各校において、少年サポートセンターや警察等の専門家による非行防止教室を実施した。	児童・生徒の規範意識の向上や、SNSに起因する犯罪等に巻き込まれないための情報モラル教育を、保護者への啓発と合わせて実施する。また、各校において、少年サポートセンターや警察等の専門家による非行防止教室を年1回以上実施した。	児童・生徒の規範意識の向上や、SNSに起因する犯罪等に巻き込まれないための情報モラル教育を、保護者への啓発と合わせて実施する。また、各校において、少年サポートセンターや警察等の専門家による非行防止教室を年1回以上実施した。	児童・生徒の規範意識の向上や、SNSに起因する犯罪等に巻き込まれないための情報モラル教育を、保護者への啓発と合わせて実施する。また、各校において、少年サポートセンターや警察等の専門家による非行防止教室を年1回以上実施する。	児童・生徒の規範意識の向上や、SNSに起因する犯罪等に巻き込まれないための情報モラル教育を、保護者への啓発と合わせて実施する。また、各校において、少年サポートセンターや警察等の専門家による非行防止教室を年1回以上実施する。	教育推進課
の重視点実施策5 親育ちを支援するサービス	(1) 両親教室【パパママクラス】の充実【継続実施項目】	妊婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう、講座を開催します。	妊婦とその家族を対象としたパパママクラスを土曜または日曜講座を5回開催した。	妊婦とその家族を対象としたパパママクラスを、日曜講座を5回開催した。	継続実施	日曜講座を5回実施した。 受講人数123人 初産婦参加率68.6% 初産婦に係る父親参加率47.6% 初産婦に係る父親参加率47.6% 希望日に受講できなかった方へ個別面接での沐浴体験を実施した。	継続実施	すこやか推進課
	(2) 出会いの絵本事業の推進【継続実施項目】	4か月児、1歳児から3歳児の健診時に絵本読み聞かせを行うとともに、こにちは赤ちゃん訪問249冊・1歳6か月児健診:273冊・3歳6か月児健診:293冊	絵本配布数: こにちは赤ちゃん訪問:210冊・1歳6か月児健診:241冊・3歳6か月児健診:299冊	絵本配布数: こにちは赤ちゃん訪問事業、1歳6か月児、3歳6か月児健診検査時の読み聞かせは見直し、絵本の案内や読み聞かせの方法、読み聞かせの機会を案内するちらしを配付することを継続予定。	こにちは赤ちゃん訪問事業、1歳6か月児、3歳6か月児健診検査時の読み聞かせは見直し、絵本の案内や読み聞かせの方法などを記載したちらし配付を継続実施。	絵本配布数: こにちは赤ちゃん訪問:242冊・1歳6か月児健診:248冊・3歳6か月児健診:311冊	継続実施	すこやか推進課
	(3) 家庭教育に関する学習機会の提供【継続実施項目】	子育て講座において、家庭で保護者が児童とともに遊び、学ぶことができる機会及び技術を提供します。また、テーマについても、保護者が希望するテーマを選定するよう、内容の充実に努めます。	子育て講座: 開催回数18回、参加延べ人数122人	子育て講座: 開催回数18回、参加延べ人数122人	継続実施	子育て講座: 開催回数18回、参加延べ人数160人	継続実施	すこやか推進課

3 生きる力を育む教育環境づくり

重点施策 確 か な 学 力 向 上 等 に 向 け た 取 組	(1)各学校における教育計画の策定【継続実施項目】	各学校が自らの実態や学年・学年状況調査等を活用し、各学校の実態を分析し、具体的な教育目標を設定し、取組の検証と課題に针对性ある方策を設定します。また、指導と評価を一貫して行い、目標に準拠した評価を適切に行います。	各学校が自らの実態や学年・学年状況調査のC BTも視野に入れ、「GIGAスクール構想で整備された一人一台端末の更新や、配備するソフト、ネットワーク環境についても、教育目標や児童生徒の課題に针对性あるものになるよう、適切な研修の実施等も含めて進めていく必要があります。	各学校が自らの実態や学年・学年状況調査のC BTも視野に入れ、「GIGAスクール構想で整備された一人一台端末の更新や、配備するソフト、ネットワーク環境についても、教育目標や児童生徒の課題に针对性あるものになるよう、適切な研修の実施等も含めて進めていく必要があります。	各学校が自らの実態や学年・学年状況調査のC BTも視野に入れ、「GIGAスクール構想で整備された一人一台端末の更新や、配備するソフト、ネットワーク環境についても、教育目標や児童生徒の課題に针对性あるものになるよう、適切な研修の実施等も含めて進めていく必要があります。	
	(2)一人ひとりの特性に応じた指導の推進【継続実施項目】	各校において少人数指導や習熟度別指導を推進、検証し、学力に課題のある児童・生徒に対して指導方法の工夫改善し、児童・生徒一人ひとりの特性に応じた「個に応じた指導」を推進します。	各校において少人数指導や習熟度別指導、小学校における教科担任制の推進を推進、検証し、学力に課題のある児童・生徒に対して指導方法の工夫改善し、児童・生徒一人ひとりの特性に応じた「個別最適の学び」を推進します。	各校において少人数指導や習熟度別指導、小学校における教科担任制の推進を推進、検証し、「個に応じた指導」が実現できるような人員配置について検討していく。	各校において少人数指導や習熟度別指導、小学校における教科担任制の推進を推進、検証し、「個に応じた指導」が実現できるような人員配置について検討していく。	前年度踏きみにならず、各校の児童生徒が抱える課題を解消し、「個に応じた指導」が実現できるような人員配置について検討していく。
	(3)子ども読書活動の推進【継続実施項目】	家庭、地域、学校、図書館等において、子どもたちの読書活動を総合的に推進し、子どもたちが読書に興味・関心をもち、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成を目指します。	家庭、地域、学校、図書館等において、子どもたちの読書活動を総合的に推進し、子どもたちが読書に興味・関心をもち、学校図書館を授業で積極的に活用する等の取組みで、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成を推進します。	家庭、地域、学校、図書館等が連携して子どもたちの読書活動を総合的に推進し、子どもたちが読書に興味・関心をもち、学校図書館を授業で積極的に活用する等の取組みで、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成を推進します。	家庭、地域、学校、図書館等の連携を通じて、読書環境の整備、習慣化の支援、興味喚起等の継続的な活動を実施し、子どもたちの読書習慣を育む取組を推進する。	家庭、地域、学校、図書館等の連携を通じて、読書環境の整備、習慣化の支援、興味喚起等の継続的な活動を実施し、子どもたちの読書習慣を育む取組を推進する。
	(4)英語教育の推進【継続実施項目】	教育研究会の部会において、外国語活動及び英語科の指導の研究を進め、ALT(外国語指導助手)等の英語指導者を配置し、英語を用いたコミュニケーション活動を行い、小・中学校間で連続性のある英語教育の推進を図った。	教育研究会の部会において、外国語活動及び英語科の指導の研究を進め、ALT(外国語指導助手)等の英語指導者を配置し、英語を用いたコミュニケーション活動を行い、小・中学校間で連続性のある英語教育の推進を図った。	小学校へのALT配置及び中学校でのオンライン英会話については、その実効性を丁寧に検証し、実施回数やカリキュラムなど、児童生徒の実態に適合した取組となるように、委託先業者の選定も含めて分析を続けていく。	小学校へのALT配置及び中学校でのオンライン英会話については、定期的にその実効性を丁寧に検証し、実施回数やカリキュラムなど、児童生徒の実態に適合した取組となるように、委託先業者の選定も含めて分析を続けていく。	小学校へのALT配置及び中学校でのオンライン英会話については、定期的にその実効性を丁寧に検証し、実施回数やカリキュラムなど、児童生徒の実態に適合した取組となるように、委託先業者の選定も含めて分析を続けていく。
	(5)総合的な力を育む指揮力の向上【継続実施項目】	児童・生徒に知識や技能に加え、学ぶ意欲や問題解決能力、表現力、思考力を身につけさせることができるように、教職員の研修を実施します。	児童・生徒に知識や技能に加え、学ぶ意欲や問題解決能力、表現力、思考力を身につけさせることができるように、教職員の研修を実施した。	児童・生徒に知識や技能に加え、主体的に学ぶ意欲や問題解決能力、表現力、思考力を身につけさせることができるように、教職員のエンパワメントに注力していく。	児童・生徒に知識や技能に加え、主体的に学ぶ意欲や問題解決能力、表現力、思考力を身につけさせることができるように、教職員の研修を実施した。	大阪府が実施する研修に関する情報提供を確実に行うとともに、町が実施する初任者研修や10年経験者研修において、実践的な課題を取り上げ、教職員の能力向上とエンパワメントに注力していく。
重点施策 豊 か な 心 の 育 成 に 向 け た 取 組	(1)体験学習の機会拡大	町内・近隣市町の事業所の協力のもと、中学生を対象に職場体験学習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。各中学校では職業学習を実施し、進路学習とも絡めた指導を行った。	中学生を対象とした職場体験学習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。各中学校では職業学習(職業人講話やインターン等)を実施し、進路学習とともに指導を行った。	中学生を対象とした職場体験学習に代わり、各中学校では各校の教育目標に合致した職業学習(職業人講話やインターン等)を実施し、進路学習とも絡めた指導を行った。	中学生を対象とした職場体験学習に代わり、各中学校では各校の教育目標に合致した職業学習(職業人講話やインターン等)を実施し、進路学習とも絡めた指導を行った。	キャリア教育が各学校における教育活動の根底にあることを理解し、義務教育終了時までにどのような力を生徒に身上に付けるか、教職員間で共通理解を持ち、系統的に取組を実施していく。
	(2)道徳教育の推進【継続実施項目】	よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育んだ。	児童・生徒の豊かな人間性を育むため、今後も学校の教育活動全体を通して、豊かな心や創造性を養うことを目指した教育の充実に努めた。	児童・生徒の豊かな人間性を育むため、今後も学校の教育活動全体を通して、豊かな心や創造性を養うことを目指した教育の充実に努めた。	児童・生徒の豊かな人間性を育むため、今後も学校の教育活動全体を通して、自他を尊重する心を養うことを目指した教育の充実に努めた。
	(3)課題のある児童・生徒に対する支援体制の充実【継続実施項目】	課題のある児童・生徒に対し、適切な働きかけができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を含めた各校における生徒指導及び支援体制の充実を行った。	課題のある児童・生徒に対し、適切な働きかけができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を含めた各校における生徒指導及び支援体制の充実を行った。	今後も課題のある児童・生徒に対し、適切な働きかけができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を含めた各校における生徒指導及び支援体制の充実を行った。	今後も課題のある児童・生徒に対し、適切な働きかけができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を含めた各校における生徒指導及び支援体制の充実を行った。	今後も課題のある児童・生徒に対し、適切な働きかけができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を含めた各校における生徒指導及び支援体制の充実を行った。
	(4)人権教育の推進【継続実施項目】	児童・生徒に対し、正しく人権教育を指導できるよう、教職員の資質向上に向けた研修を実施し、指導方法の工夫、改善に努めます。	児童・生徒に対し、正しく人権教育を指導できるよう、各小中学校において教職員の人権感覚や資質の向上を目指した研修を実施した。	児童・生徒に対し、全ての教職員が正しく人権教育を実施できるよう、教職員の資質向上に向けた研修を実施した。	島本町人権教育研究協議会を中心に、児童・生徒に対し、全ての教職員が正しく人権教育を実施できるよう、教職員の人権感覚や資質の向上を目指した研修を実施した。	継続して、児童・生徒に対し、全ての教職員が正しく人権教育を実施できるよう、各小中学校において教職員研修を実施し、教職員一人一人の権感覚や資質向上にとどめ、指導方法の工夫、改善に努めます。また、島本町人権教育研究協議会と連携した取組のさらなる充実を図る。

施 策	子ども・子育て支援事業計画の内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	所管課		
		実施状況	課題・今後の方向性	課題・今後の方向性			
重点施策3 健やかな体の育成に向けた取組	(1) 健康教育の充実【継続実施項目】	就学前から義務教育の全期間を通じて子どもの成長段階に合わせた体づくり、基礎体力の向上に向けた教育を行いました。 保育所の児童を対象として、体育指導を専門とする業者等への委託・講師の招聘により体育・体操教室を実施しました。 【実施回数】 第二保育所：6回 第四保育所：6回	保育所の児童を対象として、体育指導を専門とする業者等への委託・講師の招聘により体育・体操教室を実施しました。 【実施回数】 第二保育所：5回 第四保育所：5回	長年をかけて体育指導を専門とする業者等から指導を受け、保育者に指導内容が十分に浸透したと考えるため、今後においては、業者委託ではなく、保育者から児童に体育指導を行っていく。	保育所の児童を対象として、体育指導を専門とする業者等への委託・講師の招聘により体育・体操教室を実施しました。 【実施予定回数】 第二保育所：6回 第四保育所：6回	長年をかけて体育指導を専門とする業者等から指導を受け、保育者に指導内容が十分に浸透したと考えるため、今後においては、業者委託ではなく、保育者から児童に体育指導を行っていく。	保育幼稚園課
	(2) 新体力テストの実施と健やかな体育	就学前から義務教育の全期間を通じて子どもの成長段階に合わせた体づくり、基礎体力の向上に向けた教育を行った。	就学前から義務教育の全期間を通じて子どもの成長段階に合わせた体づくり、基礎体力の向上に向けた教育を行っていく。	就学前から義務教育の全期間を通じて子どもの成長段階に合わせた体づくり、基礎体力の向上に向けた教育を行った。	就学前から義務教育の全期間を通じて子どもの成長段階に合わせた体づくり、基礎体力の向上に向けた教育を行っていく。	教育推進課	
	(3) ③朝運動「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」の推進【継続実施項目】	小・中学校における体力テストを継続して実施し、児童・生徒それぞれの課題の把握と、体育授業を中心に課題解決となる運動を行います。	小・中学校における体力テストを継続して実施し、結果分析を通じて児童・生徒それぞれの課題の把握と、体育授業を中心に課題解決となる運動を行った。	小・中学校における体力テストを継続して実施し、結果分析を通じて児童・生徒それぞれの課題の把握と、体育授業を中心に課題解決となる運動を行った。	小・中学校における体力テストを継続して実施し、結果分析を通じて児童・生徒それぞれの課題の把握と、体育授業を中心に課題解決となる運動を行った。	教育推進課	
	(4) 部活動における外部指導者の活用【継続実施項目】	児童・生徒の基本的生活習慣の確立に向けて、「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」の啓発を行うとともに、家庭との連携に努めます。	児童・生徒の基本的生活習慣の確立に向けて、「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」の啓発を行うとともに、家庭との連携に努めました。	児童・生徒の基本的生活習慣の確立に向けて、「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」の啓発を行うとともに、家庭との連携に努めました。	児童・生徒の基本的生活習慣の確立に向けて、「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」の啓発を行うとともに、家庭との連携に努めました。	教育推進課	
重点施策1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供	(1) 子育て情報提供窓口の充実【継続実施項目】	部活動において、町が策定した「島本町立中学校部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守しつつ、外部指導者等地域の協力を得ながら活動を充実させます。	部活動において、町が策定した「島本町立中学校部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守しつつ、外部指導者等地域の協力を得ながら活動を充実させた。	部活動において、町が策定した「島本町立中学校部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守しつつ、外部指導者等地域の協力を得ながら活動を充実させた。	部活動において、町が策定した「島本町立中学校部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守しつつ、外部指導者等地域の協力を得ながら活動を充実させた。	教育推進課	
	(2) つどいの広場の実施【継続実施項目】	常設の広場において、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に交流する場を提供します。また、利用者の増加を目指し、つどいの広場の周知及び施設への指導を行います。	民間保育園が運営するつどいの広場「ばんだのいえ」（平成20年度開設）を毎曜日から金曜日までの午前10時から午後3時15分まで開設している。親子が集い、保育士に相談できる体制を構築した。延べ利用者数：子ども257人・保護者218人	民間保育園が運営するつどいの広場「ばんだのいえ」（平成20年度開設）を毎曜日から金曜日までの午前10時から午後3時15分まで開設している。親子が集い、保育士に相談できる体制を構築した。延べ利用者数：子ども3516人・保護者2,809人	民間保育園が運営するつどいの広場「ばんだのいえ」（平成20年度開設）を毎曜日から金曜日までの午前10時から午後3時15分まで開設している。親子が集い、保育士に相談できる体制を構築した。延べ利用者数：子ども3,215人・保護者2,809人	保育幼稚園課	
	(3) 子育て支援活動全体等への接続の充実【継続実施項目】	子育てを支援する子育てサークルやボランティア等の活動団体の状況を把握するとともに、各が持つ情報を共有し、町内の子育て環境の向上や人材の育成に生かしていくネットワークづくりを推進します。	山崎保育園地域子育て支援センター、しまもと子育て支援センターひまわり及び認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点において、子育てサークルへの活動スペースの提供、備品の貸出し及び保育士からのアドバイス等を行った。 山崎保育園地域子育て支援センター延べ利用者数：子ども88人・保護者47人 しまもと子育て支援センターひまわり延べ利用者数：子ども241人・保護者228人 認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点延べ利用者数：子ども55人・保護者50人	山崎保育園地域子育て支援センター、しまもと子育て支援センターひまわり及び認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点において、子育てサークルへの活動スペースの提供、備品の貸出し及び保育士からのアドバイス等を行った。 山崎保育園地域子育て支援センター延べ利用者数：子ども819人・保護者770人 しまもと子育て支援センターひまわり延べ利用者数：子ども250人・保護者217人 認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点延べ利用者数：子ども36人・保護者37人	山崎保育園地域子育て支援センター、しまもと子育て支援センターひまわり及び認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点において、子育てサークルへの活動スペースの提供、備品の貸出し及び保育士からのアドバイス等を行った。 山崎保育園地域子育て支援センター延べ利用者数：子ども809人・保護者609人 しまもと子育て支援センターひまわり延べ利用者数：子ども181人・保護者176人 認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点延べ利用者数：子ども36人・保護者36人	继续実施	保育幼稚園課
	(4) 関係機関連絡協議会の充実等【継続実施項目】	子育て支援事業や障害のある子どもへの対応等に係る事業、島本町保育施設連絡協議会を開催し、町内の保育施設及び民間保育所と情報交換を目的とした会議を開催しました。	島本町保育施設連絡協議会を開催し、町内の保育施設及び民間保育所と情報交換を目的とした会議を開催した。	島本町保育施設連絡協議会を開催し、町内の保育施設及び民間保育所と情報交換を目的とした会議を開催した。	島本町保育施設連絡協議会を開催し、町内の保育施設及び民間保育所と情報交換を目的とした会議を開催した。	保育幼稚園課	
重点施策2 地域の子育て力の向上	(1) 公共施設の活用【継続実施項目】	ふれあいセンターや図書館等における子どもを対象とした活動内容の充実を図るとともに、公共施設の子どもに対する安全な居場所としての活用を検討します。	夏場の熱中症対策のため、公立保育所の園庭開放に代わり、ふれあいセンターにおいて「夏のあそび場」として親子交流の場を提供した。延べ利用者数：子ども115人・保護者102人	夏場の熱中症対策のため、公立保育所の園庭開放に代わり、ふれあいセンターにおいて「夏のあそび場」として親子交流の場を提供した。延べ利用者数：子ども162人・保護者171人	夏場の熱中症対策のため、公立保育所の園庭開放に代わり、ふれあいセンターにおいて「夏のあそび場」として親子交流の場を提供した。延べ利用者数：子ども178人・保護者171人	继续実施	保育幼稚園課
	(2) いきいき・ふれあい教育事業の推進【継続実施項目】	いきいき・ふれあい教育事業を通して、家庭・地域・学校の地域教育コミュニティの活性化に貢献する事業の展開及び支援を行います。	令和5年度末を以って実行委員会の解散が決定された。	—	—	生涯学習課	
	(3) 青少年人権教育事業及び青少年健全育成大会の推進【継続実施項目】	青少年人権教育事業を通して、豊かな経験・様々な感情を体験する中で、あらゆる人の気持ちを理解することができる人に育つための機会を提供します。	青少年人権教育事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況を確認しながらねじれ開催した。また、青少年健全育成大会については、ふれあいセンターが新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場となっていたため、人権文化センターで開催した。	青少年人権教育事業については、通常通り開催した。また、青少年健全育成大会については、ふれあいセンターで開催した。	青少年人権教育事業は、事業の在り方を検討し、令和7年度から人権文化センターで行うものと、生涯学習課の各事業で行うものに整理した。	生涯学習課	
	(4) 総合型地域スポーツクラブの支援【継続実施項目】	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。	総合型スポーツクラブの活動に係る広報等について支援した。	引き続き、広報活動の支援等を行うことで、総合型地域スポーツクラブの活動活性化を促す。	総合型地域スポーツクラブの活動に係る広報等について支援した。	引き続き、広報活動の支援等を行うことで、総合型地域スポーツクラブの活動活性化を促す。	生涯学習課
重点施策3 ワーク・ライフ・バランス	(1) 育休休業や子どもの看護休暇等各種制度の充実	庁内各課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	チラシの配架やポスターの掲示を行った。	チラシの配架やポスターの掲示を行った。	チラシの配架やポスターの掲示を行った。	继续実施	保育幼稚園課
	(2) 男女共同参画の推進【継続実施項目】	「しまもとスマイルプラン」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。	●固定的性別役割意識の解消等をテーマにした男女共同参画講座を開催しました。 ・ジンジャーの視点から考えるその時！そのための防災の話 ・思春期の子どもの向かい方講座 ・保護者の「みんなの学校」（再配信）	「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	●固定的性別役割意識の解消等をテーマにした男女共同参画講座を開催しました。 ・読みみん養成講座 ・家族で学ぶ災害時のクリッピング ・ジェンダーの視点から考えるその時！ための防災の話（再配信）	「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	人権文化センター
		●中学校において男女共同参画講座は、新型コロナウイルス流行を考慮し、教育委員会及び中学校の意向を確認した上で、中止することとなつた。 ●これまでに作成した啓発冊子を引き続き配布した。	●中学校において男女共同参画講座は、新型コロナウイルス流行を考慮し、教育委員会及び中学校の意向を確認した上で、中止することとなつた。 ●これまでに作成した啓発冊子を引き続き配布した。	●中学校において男女共同参画講座は、新型コロナウイルス流行を考慮し、教育委員会及び中学校の意向を確認した上で、中止することとなつた。 ●これまでに作成した啓発冊子を引き続き配布した。	●中学校において男女共同参画講座は、新型コロナウイルス流行を考慮し、教育委員会及び中学校の意向を確認した上で、中止することとなつた。 ●これまでに作成した啓発冊子を引き続き配布した。	继续実施	

5 安全で安心して子育てができる環境の整備

重点 点 施 策 1	(1)児童・生徒のSOSの出し方にに関する教育の推進	いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるべきを求められよい具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、各校において、自分がつらいか具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、各校に配置したスクールカウンセラーを活用して、自分がつらいときや苦しいときには助けを求めてよいということを学ぶ教育を推進します。 また、相談窓口を掲載した資料を児童・生徒に配布し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図ります。	いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるべきが他の安全を確保するため、犯罪被害に遭わぬいための知識を実践的に学ぶことができる機会を取り入れていく。また、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むことを目指す。 また、相談窓口を掲載した資料を児童・生徒に配布し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図った。	今後も、教職員とスクールカウンセラーが連携、協働しながら児童生徒が自他の安全を確保するため、犯罪被害に遭わぬいための知識を実践的に学ぶことができる機会を取り入れていく。また、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むことを目指す。 また、相談窓口を掲載した資料を児童・生徒に配布し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図った。	いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるべきが他の安全を確保するため、犯罪被害に遭わぬいための知識を実践的に学ぶことができる機会を取り入れていく。また、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むことを目指す。 また、相談窓口を掲載した資料を児童・生徒に配布し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図った。	教育推進課		
	(2)防犯活動の推進【継続実施項目】	防犯委員会や防犯協議会、警察、保護者、安全ボランティア等との連携により、防犯活動の充実に努めます。	高槻警察署や島本町防犯委員会、高槻警察署管防犯協議会と連携し、島本夏まつりでの防非夜間パトロールや、街頭啓発を行った。	引き続き高槻警察署や島本町防犯委員会、高槻警察署管防犯協議会と連携し、島本夏まつりでの防非夜間パトロールや、街頭啓発を行った。	引き続き高槻警察署や島本町防犯委員会など関係機関と協力し、防犯活動の充実に努める。	危機管理室		
	(3)認定こども園、幼稚園及び保育所や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実【継続実施項目】	教育委員会や消防署、関係機関の協力のもと、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。	作成した各種マニュアルをもとに、避難訓練等を実施し安全確保に努めた。 また、令和5年度安全計画を策定し、年間を通じた避難訓練等各種訓練の実施計画を立て、各種マニュアル及び手順書の見直しを行うこととした。	作成した各種マニュアルをもとに、避難訓練等を実施し安全確保に努めた。 また、策定した令和6年度安全計画をもとに、年間を通じた避難訓練等各種訓練を実施し、アレルギー及び屋外活動におけるマニュアルの見直しを行った。	作成した各種マニュアルをもとに、避難訓練等を実施し安全確保に努めた。 また、策定した令和6年度安全計画をもとに、年間を通じた避難訓練等各種訓練を実施し、アレルギー及び屋外活動におけるマニュアルの見直しを行った。	保育幼稚園課		
	(4)防犯環境の推進【継続実施項目】	「どこも110番の家」運動を推進し、子どもたちの緊急時の避難場所の確保に努めます。	運動について、広報・ホームページで周知に努めるとともに、登録者点検及び旗交換を実施した。	運動について、広報・ホームページで周知に努めるとともに、登録者点検及び旗交換を実施した。	引き続き、登録者点検及び旗交換を実施する。また新規登録者を増やすため、一層の周知を図る。	生涯学習課→教育推進課(R5から)		
	(5)防犯環境整備の推進【継続実施項目】	防犯灯、防犯カメラ等の整備及び維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。	共栄会の解散に伴い、同会が設置されていた防犯灯の代替となる防犯灯を設置しました。また、既存防犯灯は蛍光灯を適宜LED灯に変更し、良好な夜間環境を構築しました。 補助金支給により街頭防犯カメラを設置する自治会の負担軽減を図った。	自治会設置の防犯カメラ補助1自治会1台、防犯灯新設2基、修繕382基、水銀灯、蛍光灯からの換装によりLED化率は50.8%に増加した。	引き続き、自治会設置の防犯カメラ補助制度の運用を行う。また、防犯灯のLED化や通学路防犯カメラの適切な管理を通じ、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進する。	自治会設置の防犯カメラ補助1自治会1台、防犯灯新設2基、修繕529基、水銀灯、蛍光灯からの換装によりLED化率は57.2%に増加した。	引き続き、自治会設置の防犯カメラ補助制度の運用を行う。また、防犯灯のLED化や通学路防犯カメラの適切な管理を通じ、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進する。	危機管理室
	(6)公園等の良好な維持管理【継続実施項目】	町内の公園について、子どもや子育て家庭を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行い、安全かつ身近な遊び場の充実に努めます。	「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、遊具等定期点検を実施するとともに、バトロールや地元の要望・苦情などに基づく現地確認により、遊具等の補修を実施した。また、公園施設を計画的に保全していくため、町内の都市公園を対象とした「島本町公園施設長寿命化計画」を策定した。	「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき、都市公園において遊具の更新工事を実施した。また、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、遊具等定期点検を実施するとともに、バトロールや地元の要望・苦情などに基づく現地確認により、遊具等の補修を実施した。	引き続き、点検結果等を元に、老朽化した遊具の整備や改修など進めていくとともに、「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき遊具等公園施設の更新を実施していく。	「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき、都市公園において遊具の更新工事を実施した。また、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、遊具等定期点検を実施するとともに、バトロールや地元の要望・苦情などに基づく現地確認により、遊具等の補修を実施した。	引き続き、点検結果等を元に、老朽化した遊具の整備や改修など進めていくとともに、「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき遊具等公園施設の更新を実施していく。	都市整備課
	(7)バリアフリー化の推進【継続実施項目】	島本町バリアフリー基本構想に基づき、以下の整備等を行った。 ①町道百山3号線にに関して、歩行者空間を新たに整備した。 ②町道水無瀬青葉1号幹線に関して、一部道路が急勾配となっている箇所を緩勾配となるよう整備した。 ③島本町バリアフリー基本構想継続協議会を開催した。	島本町バリアフリー基本構想に基づき、以下の整備等を行った。 ①町道水無瀬青葉1号幹線に関して、一部道路が急勾配となっている箇所を緩勾配となるよう整備した。 ②町立立体便所のトイレに手すりを設置した。 ③島本町バリアフリー基本構想継続協議会を開催した。	島本町バリアフリー基本構想に基づき、財政状況を勘案しながら町内の道路や公共施設のバリアフリー化を推進する。	島本町バリアフリー基本構想に基づき、以下の整備等を行った。 ①町道水無瀬青葉1号幹線に関して、一部道路が急勾配となっている箇所を緩勾配となるよう整備した。 ②ふれあいセンター2階のトイレにペーパートート等を設置した。 ③町立第二保育所の児童用トイレのバリアフリー化を実施した。 ④清掃工場の女子トイレを多目的トイレに改修した。 ⑤交通信号機の視覚障害者用付け加装置の設置状況調査を実施した。 ⑥島本町バリアフリー基本構想継続協議会を開催した。	島本町バリアフリー基本構想に基づき、財政状況を勘案しながら町内の道路や公共施設のバリアフリー化を推進する。	都市計画課	
	(8)公共交通機関の推進【継続実施項目】	福祉ふれあいバスの活用等、町内における交通手段の利便性を確保し、安心して外出することができるよう支援を推進します。	様々な生活環境に応じた交通手段が確保できるよう、交通の利便性向上に向け、交通事業者と連携し、各施策に取り組んだ。	引き続き、交通の利便性向上に向け、交通事業者と連携し、各施策に取り組んでいく。	様々な生活環境に応じた交通手段が確保できるよう、交通の利便性向上に向け、交通事業者と連携し、各施策に取り組んだ。	引き続き、交通の利便性向上に向け、交通事業者と連携し、各施策に取り組んでいく。	都市整備課	
	妊婦の方（同伴する就学前のお子さんを含む）及び4か月児健康診査の受診児とその保護者1名（同伴する就学前のお子さんを含む）を福祉ふれあいバスの利用対象者としている。	妊婦の方（同伴する就学前のお子さんを含む）及び4か月児健康診査の受診児とその保護者1名（同伴する就学前のお子さんを含む）を福祉ふれあいバスの利用対象者としている。	継続実施	妊婦の方（同伴する就学前のお子さんを含む）及び4か月児健康診査の受診児とその保護者1名（同伴する就学前のお子さんを含む）を福祉ふれあいバスの利用対象者としている。	継続実施	すこやか推進課		

施 策	子ども・子育て支援事業計画の内容	令和4年度		令和5年度			令和6年度		所管課
		実施状況		令和5年度実施状況		課題・今後の方向性	令和6年度実施状況	課題・今後の方向性	
(9) 妊産婦や子どもに連れの人への理解を深めるため、啓発等に よる住民一人ひとりの意識やマナー向上に努めます。 また、公共交通施設や公共交通機関等において、授乳コーナー やトイレ内のベビーシート・ベビーチェアの設置など、子 育て家庭が安心して利用できる環境づくりを推進します。	妊娠婦や子どもに連れの人への理解を深めるため、啓発等に よる住民一人ひとりの意識やマナー向上に努めます。 また、公共交通施設や公共交通機関等において、授乳コーナー やトイレ内のベビーシート・ベビーチェアの設置など、子 育て家庭が安心して利用できる環境づくりを推進します。	保育所や公共施設及び民間施設において、授乳スペースやおむつ交換台を 備えている赤ちゃんステーションを設置した。 設置数：24か所	保育所や公共施設及び民間施設において、授乳スペースやおむつ交換台を 備えている赤ちゃんステーションを設置した。 設置数：24か所	継続実施	保育所や公共施設及び民間施設において、授乳スペースやおむつ交換台を 備えている赤ちゃんステーションを設置した。 設置数：24か所	継続実施	保育所や公共施設及び民間施設において、授乳スペースやおむつ交換台を 備えている赤ちゃんステーションを設置した。 設置数：24か所	継続実施	保育幼稚園→こども家庭課（R7.1 から）
重点 施策 2	(1) 交通安全 教育の推進 【継続実施項目】	交通事故に遭わないために、児童・生徒自らが交通ルール を理解し、実践できるように交通安全推進協議会や警察等 と連携し、保育所や幼稚園、小・中学校において交通安全 教室を実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、交通事故に遭わない ために、児童・生徒自らが交通ルールを理解し、実践 できるように交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小・中 学校において交通安全教室を実施した。	交通事故に遭わないために、児童・生徒自らが交通ルールを理解し、実践 できるように交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小・中 学校において交通安全教室を実施した。	様々な交通場面における危険と安全、事故防止について理解し、実践で きるように交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小・中 学校において交通安全教室を実施する。	交通事故に遭わないために、児童・生徒自らが交通ルールを理解し、日々 の生活で実践できるように交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所 や幼稚園、小・中学校において交通安全教室を実施する。	様々な交通場面における危険と安全、事故防止について理解し、実践で きるように交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小・中 学校において交通安全教室を実施する。	教育推進課	
子どもの 交通安全の 確保	(2) 通行者の 安全確保のた めの歩道整備 【継続実施項目】	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、通学路等の点検 を行い、交通安全の確保に努めるとともに、必要に応じて、防護柵やカーブミラー等の交通安全施設の整備を進め ます。また、迷惑駐輪や放置自転車の防止に向けた街頭啓発を行 うとともに、同時に放置自転車を撤去し、放置自転車等の解 消を推進します。	高槻警察署と連携し、交通安全教室を実施した。	高槻警察署と連携し、交通安全教室を実施した。	引き続き、交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小・中 学校において交通安全教室を実施する。	高槻警察署と連携し、交通安全教室を実施した。	引き続き、交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小・中 学校において交通安全教室を実施する。	保育幼稚園	
	(3) 通学路の 安全対策の実 施【継続実施 項目】	安全ボランティアとして登録した地域住民による見守り体制 の充実や警察や関係機関とともに実施する通学路合意点 検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。また、地域住民による日常生活を通じた「ながら見守り」を 推進します。	通学路上の危険箇所におけるPTAから要望等に基づき、点検及び交通安全 施設の整備を実施した。	通学路上の危険箇所におけるPTAから要望等に基づき、点検及び交通安全 施設の整備を実施した。	通学路上の危険箇所におけるPTAから要望等に基づき、点検及び交通安全 施設の整備を実施した。	通学路上の危険箇所におけるPTAから要望等に基づき、点検及び交通安全 施設の整備を実施した。	通学路上の危険箇所におけるPTAから要望等に基づき、点検及び交通安全 施設の整備を実施した。	都市整備課	
	(4) 園外活動 の安全対策の 実施【継続実 施項目】	認定こども園、幼稚園及び保育所における園外活動につい て、経路上の危険箇所を把握するとともに関係機関と連携 を図り、改善に取り組んでまいります。	経路の安全性や危険箇所の確認を行い、散歩等の園外活動を実施した。	経路の安全性や危険箇所の確認を行い、散歩等の園外活動を実施した。	継続実施	経路の安全性や危険箇所の確認を行い、散歩等の園外活動を実施した。	継続実施	保育幼稚園	
リ重点 く有資 金環 境 域 対 策 を 取	(1) 良好な社 会環境の維 持・確保【継 続実施項目】	青少年指導員との連携により、町内における有害図書の販売中止の啓発活 動により、良好な社会環境の維持に努めます。	青少年指導員との連携により、町内における有害図書の販売中止の啓発活 動により、良好な社会環境の維持に努めます。	継続実施	青少年指導員との連携により、町内における有害図書の販売中止の啓発活 動により、良好な社会環境の維持に努めます。	啓発の方法については、今後検討する。	生涯学習課		
	(2) 情報教育 の充実【継続 実施項目】	学校教育を通じて、情報社会に対する正しい認識を醸成し、携帯電話・スマートフォンの利用に関する注意事項やインターネットモラル及びインターネットの危険性について、インターネットモラル及びインターネットの危険性についての啓発、情報社会で生き抜く力の育成に努めます。	学校教育を通じて、情報社会に対する正しい認識を醸成し、携帯電話・スマートフォンの利用に関する注意事項やインターネットモラル及びインターネットの危険性について、各種機関や携帯電話キャリア、インターネット上のコンテンツ等の協力を受けて啓発、情報社会で生き抜く力の育成に努めます。	学校教育を通じて、情報社会に対する正しい認識を醸成し、携帯電話・スマートフォンの利用に関する注意事項やインターネットモラル及びインターネットの危険性について、各種機関や携帯電話キャリア、インターネット上のコンテンツ等の協力を受けて啓発、情報社会で生き抜く力の育成に努めます。	携帯電話等の望ましい使い方や、インターネットにおける危険性やモラルについて、教員による注意事項やインターネットモラル及びインターネットの危険性について、各種機関や携帯電話キャリア、インターネット上のコンテンツ等の協力を受けて啓発、情報社会で生き抜く力の育成に努めます。	携帯電話等の望ましい使い方や、インターネットにおける危険性やモラルについては、教員による注意事項やインターネットモラル及びインターネットの危険性について、各種機関や携帯電話キャリア、インターネット上のコンテンツ等の協力を受けて啓発、情報社会で生き抜く力の育成に努めます。	教育推進課		

6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

重点施策 1 ひとり親家庭の自立支援の充実【継続実施項目】	(1) ひとり親家庭の自立支援の充実【継続実施項目】	「島本町ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、母子・父子家庭の自立促進等の取組を総合的かつ計画的に支援します。	「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭福祉施策を推進した。	継続実施	「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭福祉施策を推進した。	継続実施	福扯推進課	
	(2) 児童扶養手当【継続実施項目】	ひとり親家庭や父(母)が重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母(父)、又は父母に代わり児童を養育している養育者に対して、児童扶養手当を支給します。	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給した。 【令和4年度実績】 受給者 185人 支給総額 78,482,290円	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給した。 【令和5年度実績】 受給者 183人 支給総額 75,809,280円	継続実施	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給した。 【令和6年度実績】 受給者 193人 支給総額 84,042,060円	継続実施	福扯推進課
	(3) ひとり親家庭等児童福祉金【継続実施項目】	ひとり親家庭等の児童に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的として、ひとり親家庭等児童福祉金を支給します。	ひとり親家庭等児童福祉金を支給した。 【令和5年度実績】 対象世帯 99世帯 対象児童 139人 支給総額 2,446,000円	ひとり親家庭等児童福祉金を支給した。 【令和5年度実績】 対象世帯 96世帯 対象児童 139人 支給総額 2,334,000円	継続実施	ひとり親家庭等児童福祉金を支給した。 【令和6年度実績】 対象世帯 111世帯 対象児童 187人 支給総額 2,561,500円	継続実施	福扯推進課
	(4) ひとり親家庭相談業務の充実【継続実施項目】	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭及び寡婦(寡夫)の福祉の増進に努めます。また、複数化する課題に対応するため、関係機関との更なる連携強化により、相談家庭の抱える課題・家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援に努めます。	相談機能及び情報提供の充実 母子・父子自立支援員1名を配置し、母子・寡婦・父子家庭に対する相談支援を実施。(毎週月～木曜日) 実相談件数:77件・延べ相談件数272件	相談機能及び情報提供の充実 母子・父子自立支援員1名を配置し、母子・寡婦・父子家庭に対する相談支援を実施。(毎週月～木曜日) 実相談件数:87件・延べ相談件数388件	継続実施	相談機能及び情報提供の充実 ひとり親家庭・女性支援員1名を配置し、母子・寡婦・父子家庭に対する相談支援を実施。(毎週月～木曜日) 実相談件数:106件・延べ相談件数554件	継続実施	福扯推進課
	(5) 就労に関する支援の充実【継続実施項目】	母子・父子自立支援員がハローワークへの同行等により、円滑な就労ができるよう支援します。また、ハローワーク職員による役場での巡回相談への参加を促すなど、関係機関との連携を強化し、実際の就労に結びつくための支援を行います。	母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施した。 母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施した。 求職相談者数 14人 求職相談回数 67回 資格取得相談者数 6人 資格取得相談回数 10回	母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施した。 母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施した。 求職相談者数 14人 求職相談回数 78回 資格取得相談者数 1人 資格取得相談回数 10回	継続実施	母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施した。 母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施した。 求職相談者数 17人 求職相談回数 69回 資格取得相談者数 6人 資格取得相談回数 8回	継続実施	福扯推進課
	(6) ひとり親家庭の医療費助成【継続実施項目】	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするために、医療費の一部を助成します。	ひとり親家庭の児童及びその児童を監護する父または母、養育者の医療費を助成した。 【令和4年度実績】 5,299件、13,884,123円	ひとり親家庭の児童及びその児童を監護する父または母、養育者の医療費を助成した。 【令和5年度実績】 5,667件、14,031,836円	継続実施	ひとり親家庭の児童及びその児童を監護する父または母、養育者の医療費を助成した。 【令和6年度実績】 5,788件、16,695,517円	継続実施	福扯推進課
	(7) 母子生活支援施設入所措置【継続実施項目】	母子家庭の状況により、必要と判断した場合には、母子生活支援施設の入所措置を行い、生活支援を受けながら、自立促進を図ります。	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。 【令和4年度実績】 施設利用者 1世帯 2人	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。 【令和5年度実績】 施設利用者 1世帯 2人	継続実施	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。 【令和6年度実績】 施設利用者 1世帯 2人	継続実施	福扯推進課
重点施策 2 子育ての経済的負担の軽減	(1) 子どもの貧困対策	子どもの貧困対策について、関係機関の連携を強化し、支援が必要なケースの早期発見に努め、支援を行います。	生活困窮者支援やひとり親等の各種支援について、チラシの全戸配布や広報誌・ホームページにより制度の周知を図った。また、厅内の連絡会議を設置しているほか、関係機関とも連携を行っており、対象者の早期把握に努めるとともに支援を行った。	継続実施	生活困窮者支援やひとり親等の各種支援について、チラシの全戸配布や広報誌・ホームページにより制度の周知を図った。また、厅内の連絡会議を設置しているほか、関係機関とも連携を行っており、対象者の早期把握に努めるとともに支援を行った。	継続実施	福扯推進課	
	(2) 主食費補助	認定こども園及び保育所における3歳以上児の主食費について、低所得世帯の負担軽減を図るために、費用の一部を補助します。	認定こども園及び保育所に通う年収360万円未満相当世帯等について、月額1,000円を上限に主食費の一部補助を行うことで対象世帯の負担軽減を図った。	継続実施	認定こども園及び保育所に通う年収360万円未満相当世帯等について、月額1,000円を上限に主食費の一部補助を行うことで対象世帯の負担軽減を図った。	継続実施	保育幼稚園課	
	(3) 副食費補助給付	新制度未移行幼稚園における副食費について、低所得世帯の負担軽減を図るために、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。	新制度未移行幼稚園に通う年収360万円未満相当世帯等について、月額4,500円を上限に副食費の一部補助を行った。	継続実施	新制度未移行幼稚園に通う年収360万円未満相当世帯等について、月額4,700円を上限に副食費の一部補助を行った。	継続実施	保育幼稚園課	
	(4) 児童手当【継続実施項目】	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童がいる家庭に対して児童手当を支給します。	児童手当法に基づき、児童手当を支給した。 【令和4年度実績】 延対象者数 49,459人 支給金額 518,665,000円	児童手当法に基づき、児童手当を支給した。 【令和5年度実績】 延対象者数 47,955人 支給金額 499,975,000円	継続実施	児童手当法に基づき、児童手当を支給した。 【令和6年度実績】 延対象者数 52,274人 支給金額 585,295,000円 ※令和6年10月分から児童手当制度改正のため特例給付の撤廃、支給対象児童が高校生まで拡充	継続実施	福扯推進課
	(5) 医療費助成【継続実施項目】	中学校卒業までの医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します(令和2年1月から実施。これまでには、入院が中学生まで、通院が小学生まで助成対象)。	中学校卒業までの児童の医療費を助成した。 【令和4年度実績】 59,425件、119,674,544円	中学校卒業までの児童の医療費を助成した。 【令和5年度実績】 66,895件、139,081,839円	継続実施	高校卒業までの児童の医療費を助成した。 【令和6年度実績】 75,786件、146,952,413円 ※令和6年7月から、中学校修了前から高校修了前(18歳到達年度末)に変更(所得制限なし)	継続実施	福扯推進課

施 策	子ども・子育て支援事業計画の内容	令和4年度 実施状況	令和5年度 実施状況	課題・今後の方向性	令和6年度 実施状況	課題・今後の方向性	所管課
[6] 子育て家庭への公営住宅の供給【継続実施項目】	公営住宅の募集において、ひとり親家庭、就学前児童のいる世帯等に対し、入居収入基準を緩和し、公営住宅への入居を支援します。	町営住宅の募集において、ひとり親世帯等を福祉世帯とし、抽選回数を2回とすることで公営住宅への当選確率をあげるとともに、就学前の子どもがいる世帯を載量世帯として取り扱い、入居収入基準を緩和し、公営住宅での安定した居住の確保を行った。	町営住宅の募集において、ひとり親世帯等を福祉世帯とし、抽選回数を2回とすることで公営住宅への当選確率をあげるとともに、就学前の子どもがいる世帯を載量世帯として取り扱い、入居収入基準を緩和し、公営住宅での安定した居住の確保を行った。	継続実施	2年に1回の募集のため令和6年度は町営住宅の募集なし。次回は令和7年度に募集予定。	継続実施	都市計画課
[7] 就学援助【継続実施項目】	経済的理由によって就学困難と認められる町立小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行います。	要保護及び準要保護児童・生徒並びに支援学級就学奨励費対象児童・生徒に対し、学用品費、給食費、医療費等を支給した。 小学校222人 8,763,465円 中学校94人 7,555,124円	要保護及び準要保護児童・生徒並びに支援学級就学奨励費対象児童・生徒に対し、学用品費、給食費、医療費等を支給した。 小学校132人 9,643,992円 中学校83人 6,970,993円	継続実施	要保護及び準要保護児童・生徒並びに支援学級就学奨励費対象児童・生徒に対し、学用品費、給食費、医療費等を支給した。 小学校173人 9,699,543円 中学校96人 8,888,128円	継続実施	教育総務課
重点施策3 虐待防止等要支援児童対策	[1] 子ども家庭総合支援拠点の設置	全ての子どもとその家庭の相談に専門性を持って対応できる家庭総合支援拠点を設置した。家庭児童相談員も昨年度に比べ1人増員し各家庭への支援体制の強化に努めた。また、令和5年1月に家庭児童相談システムを導入し、業務効率化を図った。	子ども家庭総合支援拠点の設置を継続し、家庭児童相談員も昨年度に比べ1人増員し各家庭への支援体制の強化に努めた。また、関係機関と連携を図り、適切な支援につなげた。	継続実施	全ての妊娠・子ども・そのご家庭への切れ目ない相談支援体制の強化を図るため、令和7年1月に「こどもすこやかセンター」を設置した。	継続実施	保育幼稚園課→こども家庭課（R7.1から）
	[2] 要保護児童対策地域協議会の運営【継続実施項目】	要保護児童対策地域協議会において、各関係機関等の代表者で構成する代表者会議、要保護児童等の早期発見や適切な支援を行います。	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の支援に係る総合的な連絡調整を実施する実務担当者会議を実施した。 実務担当者会議：15回実施 また、個別に検討が必要なケースについては、ケース検討会議を実施し、関係機関と情報共有し、対応を協議した。 個別ケース検討会議：30回実施	継続実施	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の支援に係る総合的な連絡調整を実施する実務担当者会議を実施した。 実務担当者会議：15回実施 また、個別に検討が必要なケースについては、ケース検討会議を実施し、関係機関と情報共有し、対応を協議した。 個別ケース検討会議：16回実施	継続実施	保育幼稚園課→こども家庭課（R7.1から）
	[3] 児童虐待防止の推進【継続実施項目】	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図ができるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止に係る啓発活動を実施します。	11月の児童虐待防止月間において、広報に児童虐待の相談窓口を掲載し、虐待防止の啓発を実施した。 同じく11月に実施している街頭啓発については、感染症拡大防止のため、未実施となった。 関係機関と対象とした児童虐待に関する研修会については、感染症拡大防止に留意し、1月に実施した。	11月の児童虐待防止月間において、広報に児童虐待の相談窓口を掲載し、虐待防止の啓發を実施した。 関係機関と対象とした児童虐待に関する研修会については、令和6年1月に実施した。	11月の児童虐待防止月間において、広報に児童虐待の相談窓口を掲載し、虐待防止の啓發を実施した。 関係機関と対象とした児童虐待に関する研修会については、令和7年2月に実施した。	継続実施	保育幼稚園課→こども家庭課（R7.1から）
	[4] 児童相談の充実【継続実施項目】	児育やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に対応するため、子育て支援課に児童虐待等の社会的な事由により家庭において養育を行うことが困難な理由により、子どもを家庭の養育できないとき、児童虐待施設等で子どもを預かり受け入れます。	児童虐待のほか子育てに関わる相談に対応するため、子育て支援課に社会福祉士資格を有する家庭児童相談員を5人配置し、専門性の高い相談課を実施した。 虐待ばかり相談件数：304件	継続実施	児童虐待のほか子育てに関わる相談に対応するため、こども家庭課に家庭児童相談員を6人配置し、専門性の高い相談業務を実施した。 虐待ばかり相談件数：349件	継続実施	保育幼稚園課→こども家庭課（R7.1から）
	[5] 保育支援事業（ショートスタイルトライアルスタイル）の実施【継続実施項目】	短期入所生活援助（ショートスタイル）では、保護者の希望により、児童虐待等の社会的な事由により家庭において養育を行うことが困難な場合に、児童を児童福祉施設において養育し、又は保護し、児童及びその家庭の福祉の向上に努めた。 夜間養護（トライアルスタイル）では、保護者が一時的に児童虐待等の社会的な事由により家庭において養育を行うことを希望する場合で、町が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に町の指定する施設で一時に子どもを預かり養育します。	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭において養育を行うことが困難となつた児童を児童福祉施設において養育し、又は保護し、児童及びその家庭の福祉の向上に努めた。 【ショートスタイル】延べ利用者数：2人 【トライアルスタイル】延べ利用者数：4人	継続実施	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭において養育を行うことが困難となつた児童を児童福祉施設において養育し、又は保護し、児童及びその家庭の福祉の向上に努めた。 【ショートスタイル】延べ利用者数：6人 【トライアルスタイル】延べ利用者数：0人	継続実施	保育幼稚園課→こども家庭課（R7.1から）
	[6] 児童虐待の早期発見・早期対応のための連携強化【継続実施項目】	教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通じ、児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見・早期対応に努めます。	教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通じ、児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見・早期対応に努めた。	教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通じ、児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見・早期対応に努めた。	教職員一人ひとりが平素から児童生徒とのコミュニケーションを重視し、学校の教育活動や家庭訪問等を通じ、児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見・早期対応に努める。	継続実施	教育推進課
	[7] 養育支援訪問事業の推進【継続実施項目】	保護者の養育に支援が必要な児童・生徒について、支給が必要と認めた妊婦に対して、家庭児童相談員や保健師が訪問し、相談や助言を実施した。 定期的に家庭児童相談員や保健師間での協議やケース検討等行い、必要な時に適切な支援ができるよう取り組みます。	児童の養育に支援が必要な保護者に対し、家庭児童相談員や保健師が訪問し、相談や助言を実施した。 延べ訪問回数：76回	児童の養育に支援が必要な保護者に対し、家庭児童相談員や保健師が訪問し、相談や助言を実施した。 延べ訪問回数：38回	児童の養育に支援が必要な保護者に対し、家庭児童相談員や保健師が訪問し、相談や助言を実施した。 延べ訪問回数：105回	継続実施	保育幼稚園課→こども家庭課（R7.1から）
重点施策4 障害等の社会的な支援を要する子どもの家庭への支援	[1] 幼稚園教諭、保育士等に対する支援保育（支援教育）研修	幼稚園教諭、保育士等に対する支援保育（支援教育）研修の充実を図ります。	担任教諭及び保育士による支援のほかに、特に支援を要する児童に対し、必要な支援に関する知識の情勢や技能の習熟を図った。	担任教諭及び保育士による支援のほかに、特に支援を要する児童に対し、必要な支援に関する知識の情勢や技能の習熟を図った。	担任教諭及び保育士による支援のほかに、特に支援を要する児童に対し、必要な支援に関する知識の情勢や技能の習熟を図った。	継続実施	保育幼稚園課
	[2] 認定こども園、幼稚園及び保育所での外部児童生徒扶養手当の支給の充実	外国籍児童生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒の現在該当する児童はいないが、必要に応じて適切な支援を行う。	google翻訳など通訳ツールを利用し、対象児童の保護者とのコミュニケーションに努めた。	翻訳機を利用し、対象児童の保護者とのコミュニケーションに努めた。	翻訳機を利用し、対象児童の保護者とのコミュニケーションに努めた。	継続実施	保育幼稚園課
	[3] 障害者計画及び障害計画（障害児福計画）の推進【継続実施項目】	「島本町障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福計画）」に基づき、障害のある子どもへの支援の充実や障害の改善に取り組んでいます。	「第3次障害者計画」（計画期間平成30年度～平成35年度）及び「第6期障害福祉計画（第2期障害時福祉計画）」（計画期間令和3年度～令和5年度）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進した。	「第3次障害者計画」（計画期間平成30年度～令和5年度）及び「第6期障害福祉計画（第2期障害時福祉計画）」（計画期間令和3年度～令和5年度）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進した。	「第4次障害者計画」（計画期間令和6年度～令和11年度）及び「第7期障害福祉計画（第3期障害児福計画）」（計画期間令和6年度～令和8年度）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進した。	継続実施	福祉推進課
	[4] 学童保育における障害のある児童の受け体制の充実【継続実施項目】	学童保育室での障害のある児童に対応ができるよう、支援員への研修を実施するほか、各種専門職員がフォロードできる体制を整えます。	学童保育室に在籍する障害児その他支援を要する児童に対し、島本町学童保育サポート事業実施要綱に基づき、その障害等の状況に応じて指導員を配し、適切な保育を実施できる体制を整備した。 また、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は特別児童扶養手当の受給対象児童については、小学校6年生までの受け入れを実施した。	学童保育室に在籍する障害児その他支援を要する児童に対し、島本町学童保育サポート事業実施要綱に基づき、その障害等の状況に応じて指導員を配し、適切な保育を実施できる体制を整備した。 また、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は特別児童扶養手当の受給対象児童については、小学校6年生までの受け入れを実施した。	学童保育室に在籍する障害児その他支援を要する児童に対し、島本町学童保育サポート事業実施要綱に基づき、その障害等の状況に応じて指導員を配し、適切な保育を実施できる体制を整備した。 また、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は特別児童扶養手当の受給対象児童については、小学校6年生までの受け入れを実施した。	継続実施	教育総務課
	[5] 障害のある子どものための支給【継続実施項目】	20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有し日常生活において常時介助が必要とする子どもに障害児福手当を支給した。 【令和5年度実績】受給者数 16人 支給総額 3,122,740円	20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有し日常生活において常時介助が必要とする子どもに障害児福手当を支給した。 【令和6年度実績】受給者数 18人 支給総額 2,620,880円	20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有し日常生活において常時介助が必要とする子どもに障害児福手当を支給した。 【令和6年度実績】受給者数 16人 支給総額 2,620,880円	20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有し日常生活において常時介助が必要とする子どもに障害児福手当を支給した。 【令和6年度実績】受給者数 16人 支給総額 2,620,880円	継続実施	福祉推進課
	[6] 相談・療育支援体制の充実【継続実施項目】	発達に課題のある児童や障害のある児童に対し、発達相談や、「乳幼児療育支援事業」により、言語聴覚士・作業療法士・公認心理士などの専門家による個別相談や療育相談などを、各開催機関が連携により行なう障害の程度や種別にかかる様々なニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行っています。	経過観察健診による発達相談や、「乳幼児療育支援事業」により、言語聴覚士・作業療法士・公認心理士などの専門家による個別相談や療育相談などを、各開催機関が連携により行なう障害の程度や種別にかかる様々なニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行っています。 ①発達相談員による発達相談（経過観察健診「にこにこ健診」）60回、利用実人数 182人 ②作業療法士・公認心理士による個別相談（きらきら相談）23回、利用実人数 147人 ③言語聴覚士による個別相談（ことばの相談）： 4回、利用実人数 14人 ④幼稚教室・3グループ、実施回数135回、利用実人員29組 ⑤ボニーの教室（早期療育事業）： 前期・後期各20回、利用実人員10組	経過観察健診による発達相談や、「乳幼児療育支援事業」により、言語聴覚士・作業療法士・公認心理士などの専門家による個別相談や療育相談などを、各開催機関が連携により行なう障害の程度や種別にかかる様々なニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行っている。 ①発達相談員による発達相談（経過観察健診「にこにこ健診」）60回、利用実人数 182人 ②作業療法士・公認心理士による個別相談（きらきら相談）23回、利用実人数 147人 ③言語聴覚士による個別相談（ことばの相談）： 4回、利用実人数 14人 ④幼稚教室・3グループ、実施回数135回、利用実人員29組 ⑤ボニーの教室（早期療育事業）： 前期・後期各20回、利用実人員10組	経過観察健診による発達相談や、「乳幼児療育支援事業」により、言語聴覚士・作業療法士・公認心理士などの専門家による個別相談や療育相談などを、各開催機関が連携により行なう障害の程度や種別にかかる様々なニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行っている。 ①発達相談員による発達相談（経過観察健診「にこにこ健診」）60回、利用実人数 182人 ②作業療法士・公認心理士による個別相談（きらきら相談）23回、利用実人数 147人 ③言語聴覚士による個別相談（ことばの相談）： 4回、利用実人数 14人 ④幼稚教室・3グループ、実施回数135回、利用実人員29組 ⑤ボニーの教室（早期療育事業）： 前期・後期各20回、利用実人員10組	経過観察健診による発達相談や、「乳幼児療育支援事業」により、言語聴覚士・作業療法士・公認心理士などの専門家による個別相談や療育相談などを、各開催機関が連携により行なう障害の程度や種別にかかる様々なニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行っている。 ①発達相談員による発達相談（経過観察健診「にこにこ健診」）60回、利用実人数 182人 ②作業療法士・公認心理士による個別相談（きらきら相談）23回、利用実人数 147人 ③言語聴覚士による個別相談（ことばの相談）： 4回、利用実人数 14人 ④幼稚教室・3グループ、実施回数135回、利用実人員29組 ⑤ボニーの教室（早期療育事業）： 前期・後期各20回、利用実人員10組	すこやか推進課
	[7] 障害児福祉サービスの推進【継続実施項目】	障害のある子どもの生活能力向上のための訓練や日中ににおける活動場所を提供することで、障害のある子どもの自立を促進することにも、放課後の居場所の提供や家族の就方支援及び一時的な休息を図るために支援を行います。 また、保育所を利用中の障害のある児童や保育所の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。	児童福祉法に基づく障害児童所支援サービスの提供に努めた。 児童発達支援： 利用者121人 医療型児童発達支援： 利用者6人 放課後等デイサービス： 利用者126人 保育所等訪問支援： 利用者16人	児童福祉法に基づく障害児童所支援サービスの提供に努めた。	児童福祉法に基づく障害児童所支援サービスの提供に努めた。 児童発達支援： 利用者131人 医療型児童発達支援： 利用者6人 放課後等デイサービス： 利用者142人 保育所等訪問支援： 利用者16人	継続実施	福祉推進課
	[8] 認定こども園、幼稚園及び保育所において、支援保育（支援教育）を実施し、支援を必要とする児童に対する必要な支援を充実させることで、保育所での保育体制の充実を促進します。	認定こども園、幼稚園及び保育所において、支援保育（支援教育）を実施し、支援を必要とする児童に対する必要な支援を充実させることで、保育所での保育体制の充実を促進します。	第一幼稚園、第二保育所、第四保育所、山崎保育園、R I C ホーブ水無瀬保育園、しまもと里山認定こども園にて支援保育（支援教育）を実施しました。 【加配対象児童数】保育所等： 37人 幼稚園： 4人	第一幼稚園、第二保育所、第四保育所、山崎保育園、R I C ホーブ水無瀬保育園、しまもと里山認定こども園にて支援保育（支援教育）を実施しました。 【加配対象児童数】保育所等： 35人 幼稚園： 4人	第一幼稚園、第二保育所、第四保育所、山崎保育園、R I C ホーブ水無瀬保育園、しまもと里山認定こども園にて支援保育（支援教育）を実施しました。 【加配対象児童数】保育所等： 35人 幼稚園： 4人	継続実施	保育幼稚園課